

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 31 日現在

機関番号：10104

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530026

研究課題名(和文) サイバースペースにおける「表現の自由」論の日米比較

研究課題名(英文) Japan-US comparison on "freedom of speech" in cyberspace

研究代表者

小倉 一志 (OGURA, KAZUSHI)

小樽商科大学・商学部・教授

研究者番号：20360886

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円、(間接経費) 780,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、サイバースペース(ないしインターネット)というメディアを表現の自由の観点から考察するものである。特にこの3年間は、未成年者保護を目的としたフィルタリングソフトウェア・インターネット上の名誉毀損・インターネットにおける選挙運動に関する諸問題を表現の自由の観点から検討を行った。また、検討の際には、アメリカを比較対象としたほか、(インターネット上の選挙運動・「本人確認」の制度等につき特異の展開が見られる)韓国の制度についても勉強し、自らの研究の幅を広げるよう工夫した。

研究成果の概要(英文)：This research considers the media called the cyberspace (or the Internet) from a viewpoint of freedom of speech. Especially for these three years, it considered and examined filtering software for the purpose of the minor protection, defamation in the Internet, and the issues about the election campaign in the Internet from a viewpoint of freedom of speech.

In the case of the examination, the United States was a target for comparison (country), and I also studied the South Korean system in order to expand the width of own research.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：公法学 憲法 表現の自由 サイバースペース インターネット

1. 研究開始当初の背景

本研究は、サイバースペース(ないしインターネット)というメディアを表現の自由の観点から考察するものである。サイバースペースにおける表現活動は、リアルスペースにおけるものと比べて「参入障壁」が非常に低く、また、表現内容をより広汎に伝達できることから、サイバースペースが表現の自由に対して持つ意義は非常に大きいものといえる。しかしながら、「参入障壁」の低さ及び情報伝達の広汎性は、表現の自由にとってプラスの意味を持つだけでなく、マイナスの意味も併せ持つ。サイバースペース上において、わいせつな表現、名誉毀損的表現、差別的表現などの流通が止まないのはその証左である。

研究期間の最終年度である2013年は、民間企業であるインターネットイニシアティブ(IIJ)がインターネット接続サービスを開始してから20年目となる節目の年であったが、学説においては、その間、様々な議論が行われてきた。しかし、現在においても、議論は全く尽きない状況であるとともに、新たな問題が次々と現れてきている。

2. 研究の目的

私は、上記「背景」を踏まえ、サイバースペースにおける表現内容規制を目的とした(アメリカ・日本の)立法及び判例、学説の検討、サイバースペースをめぐる原理的な理論の検討、「通信と放送の融合」の問題の検討などを行ってきた。2013年度までの研究期間中も、これらの作業を継続するとともに、「コード」(特に、未成年者保護を目的としたフィルタリングソフトウェア)を基軸としたサイバースペースにおける表現内容規制論の「再」構成を考究したいと考え、思索を行ってきた。

甚だ不十分ではあるが、3年間の研究業績(雑誌論文5件・学会発表3件・図書7件)

は、この思索に対する自分なりの結果の1部であると考えている。

3. 研究の方法

小樽商科大学附属図書館・北海道大学附属図書館・札幌大学図書館など道央圏の大学図書館を利用して頂いたほか、国立国会図書館など首都圏の図書館にも出向き、国内外の文献を積極的に収集した。また、アメリカ法関係の文献については、WestLaw等のデータベースも活用した。

更に、自らが所属する学会・研究会などにも可能なかぎり出席するように努め、新しい知見に触れるようにした。

4. 研究成果

(1)2011年度については、インターネット上の「コード」と表現の自由に関する論文、メディア法の教科書(「インターネット上の表現の自由」「インターネット上の名誉毀損」「プロバイダ責任制限法」などの項目を担当)を執筆させていただき、本学の紀要にもインターネット上の名誉毀損的表現に関する最高裁決定(最決平成22年3月15日判時2075号160頁)・ラジオ国際放送に対する「放送命令」「放送要請」の違憲性が主張された事例である大阪高裁判決(大阪高判平成22年1月29日判時2085号86頁)の評釈を掲載することができた。

(2)2012年度は、論文集(「日本におけるインターネット上の表現内容規制」について分担執筆)・憲法の教科書(「インターネットに対する規制」「自己決定権」「公務員の人権」「教育を受ける権利」の項目を担当)・法学入門の教科書(「表現の自由」の項目を担当)・判例集(「検閲・事前抑制」「集会・結社の自由」の項目を担当)の執筆を行うとともに、日韓比較憲法研究会(タイトル:「表現の自由 日本側から」)・全国憲法研究会の予備研究会(タイトル:「政治過程におけるインターネットの利用～わが国の過去・現

在・近未来～」)における報告も行うことができた

(3) 2013年度は、2011年度・2012年度の研究成果をふまえ、論文集(「選挙運動におけるインターネットの利用 わが国の過去・現在・近未来」「日本におけるインターネット上の表現内容規制～韓国状況を参照しながら～」について分担執筆)・論文(「インターネット上の名誉毀損 最近の2つの事件について」「政治過程におけるインターネットの利用(1)」「政治過程におけるインターネットの利用(2・完)」)の執筆、事典・教科書・判例集の執筆を行ったほか、全国憲法研究会における報告(タイトル:「選挙運動におけるインターネットの利用 わが国の過去・現在・近未来」)も行うことができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 5件)

小倉一志,「インターネットの個人利用者による表現行為について名誉毀損罪の成否が争われた事例 いわゆる、ラーメンフランチャイズ事件判決」,商学討究 62 巻 1号(2011年) 237-263 頁(単著,査読無)

小倉一志,「ラジオ国際放送に対する「放送命令」「放送要請」の違憲性が主張された事例」,商学討究 62 巻 4号(2012年)165-186 頁(単著,査読無)

小倉一志,「インターネット上の名誉毀損 最近の2つの事件について」,法学セミナー-707号(2013年) 20-24 頁(単著,査読有)

小倉一志,「政治過程におけるインターネットの利用～わが国の過去・現在・近未来～(1)」,商学討究 65 巻 1号(2014年)約 40 頁〔掲載確定〕(単著,査読無)

小倉一志,「政治過程におけるインターネットの利用～わが国の過去・現在・近未来～(2・完)」,商学討究 65 巻 2・3号(2014

年)約 40 頁〔掲載確定〕(単著,査読無)

[学会発表](計 3件)

小倉一志,「表現の自由-日本側から-」,日韓比較憲法研究会,2012年8月20日,伊東商工会議所会館(静岡県)

小倉一志,「政治過程におけるインターネットの利用～わが国における過去・現在・近未来～」,全国憲法研究会・予備研究会,2013年3月30日,立正大学(東京都)

小倉一志,「選挙運動におけるインターネットの利用 わが国における過去・現在・近未来」,全国憲法研究会,2013年5月11日,新潟大学(新潟県)

[図書](計 7件)

駒村圭吾・鈴木秀美,表現の自由 - 状況へ,尚学社,2011年,295-316 頁

山田健太・鈴木秀美,よくわかるメディア法,ミネルヴァ書房,2011年,178-179 頁,182-183 頁,184-185 頁,190-191 頁

岡田信弘,憲法のエチュード〔第3版〕,八千代出版,2012年,41-49 頁,50-59 頁,99-108 頁,119-128 頁

柏崎敏義・加藤一彦,新 憲法判例特選,敬文堂,2013年,186-196 頁,197-213 頁

全国憲法研究会,憲法問題 25,三省堂,2014年,42-53 頁

武田徹ほか,現代ジャーナリズム事典,三省堂,2014年,9-10 頁,17 頁,41-42 頁,207-208 頁,211 頁,229-230 頁,275-276 頁

國分典子・申平・戸波江二,日韓憲法学の対話 憲法上の権利,尚学社,2014年,約 35 頁〔掲載確定〕

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小倉 一志 (OGURA KAZUSHI)

小樽商科大学・商学部・教授

研究者番号: 20360886

(2) 研究分担者

該当なし

(3)連携研究者

該当なし